

【ごみ減量化に向けた施策の取組状況について】

①主要事業等の実施状況

1. 資源ごみ分別収集事業

容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物（生きびん、その他のびん、飲料用缶、その他の缶、ペットボトル）を、資源ごみ収集所において、環境衛生推進委員の立会指導のもと収集を実施。収集量に応じ、各自治会へ1kg当たり6円の報償金を交付。

平成26年4月より、公民館等の公共施設の拠点回収場所（14箇所）に加え、14自治会で23カ所の常設回収場所を設け、収集を実施。

2. 集団資源回収事業

資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とし、古紙等を分別・回収しているPTA、子ども会、自治会等に報奨金を交付。

平成28年度の要綱改正により、1kg当たり一律3円の単価を、種類を1種類ずつ増やすごとに1円ずつ加算する方式に変更。

有価物の種類数	単 位	単 価
1種類	1kgにつき	3円
2種類	1kgにつき	4円
3種類	1kgにつき	5円

3. 使用済小型家電回収事業

使用済小型家電には、レアメタルなど多くの有用金属が含まれている。貴重な資源を再利用するため、家庭で使われていた使用済小型家電を平成26年4月より回収。

また、平成27年12月より認定事業者（リネットジャパン(株)）との協定による宅配便回収（インターネットから申込）を実施。

4. 廃食用油リサイクル事業

家庭からの廃食用油を随時公民館等で拠点回収し、再資源化を図っている。平成28年3月に、ドラム缶に直接入れる方法からペットボトルを利用した回収方法に変更。

令和2年度実績で、930kg

5. 牛乳パック回収事業

市内小中学校の給食で出る牛乳パックを回収し、再生したトイレットペーパーを配布。

令和元年度実績では市内小中学校の給食で出る牛乳パックを約11トン回収し、再生したトイレットペーパー3,400個を各学校へ配布したが、令和2年度では、本庄市教育委員会・上里町教育委員会・本庄上里学校給食センターより、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から牛乳パックはリサイクルせずに可燃ごみとして処理することが望ましい旨の通知（以下「通知」という。）を受け、回収事業は実施せず。

ただし、再生トイレットペーパーの各学校への配布は、4月に株式会社サニタリーセンターの寄付により行われた（配布数：2,666個）。

※通知は現在も継続中のため、学校への再生トイレットペーパー配布も含め令和3年度における事業実施の予定は無し。

6. レジ袋削減キャンペーン

平成21年度より、ごみの減量、地球温暖化防止対策の一つとして、レジ袋の削減、マイバッグ・マイバスケット利用促進の啓発活動を実施。

令和2年度では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施せず。

※本キャンペーンはその活動内に市内のスーパーの利用者にチラシを配布する等の、不特定多数の人間と接触することが含まれているため、新型コロナウイルスの感染状況を見てからの実施を予定。

7. 小学生向け3R推進講座

3R（リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)）の普及啓発を図るため、毎年、小学校の夏季休業中に小学生とその保護者を対象として3R推進講座（夏休み親子で自由研究「3Rでゴミを減らそう」）を開催しているが、令和2年度では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施せず。

※令和3年度では、8月10日（火）午後1時30分～3時30分／小山川クリーンセンターで「～夏休み親子で自由研究～「3R講座」と「太陽光で充電！エコライト工作」」を実施予定。

8. 広報紙等による啓発

広報ほんじょう「ECOガイド」やホームページなどで、ごみ減量化・再資源化の啓発を実施。

【啓発の例】

- ・ 集団資源回収の予定紹介や新規回収団体の募集
- ・ 使用済み小型電子機器のイベント回収
- ・ 生ごみ水切り運動、ダンボールコンポスト（講習会や作り方の紹介）及び食品ロス削減方法
- ・ スプレー缶等の出し方の変更
- ・ ごみ分別アプリの無料配信開始

9. 生ごみ水切り運動

平成28年度から、家庭から出る生ごみの水切りの徹底によるごみの減量に対する意識向上と啓発のため、生ごみ水切り運動を実施。市民が手軽に水切りを行う手段を提供するため、市内企業の㈱カインズと協定を結び、官民協働で水切り器の開発を実施。

令和元年度では、より安価で使いやすい新たな水切り袋を㈱カインズと開発。水切り運動啓発のため、新たな水切り袋を啓発品として、環境推進課及び支所環境産業課窓口をはじめ、転入者や公共施設等で配布中。

10. 事業系古紙回収協力店制度

事業所で不要になったOA紙などの古紙を、協力店の営業時間内であれば、自由に無料で持ち込むことができる制度。置き場所に不自由していた古紙を手早く片づける利便性があるとともに、ごみ処理費用の節減が可能。

現在、8店舗を協力店として登録。

1 1. 雑がみ回収事業

雑がみは、資源化できるにもかかわらず、現状においてほとんどが可燃ごみとして処理されている状況である。これらを雑がみとして回収することで、減量・資源化へ繋がることから、平成30年度から特定の集団資源回収登録団体と協力して実施。

令和2年度実績

南本町自治会	藤田小学校PTA	第二金屋自治会	秋平小学校PTA	小島南自治会
1, 200kg	0kg	1, 220kg	1, 660kg	423kg

1 2. ごみ減量・リサイクル協力店認定制度

ごみ減量及びリサイクル活動に積極的に取り組む市内の小売店舗を「ごみ減量・リサイクル協力店」と認定し、市ホームページ等でPRすることで、民間事業者との協働によるごみ減量と再資源化を図り、資源が循環するリサイクル型のまちづくりを目指す。

認定協力店 4店舗

※令和3年度では、認定協力店5店舗の認定に向けて作業中

1 3. ダンボールコンポスト講習会（令和2年度）

ごみ減量化の取り組みとして、一般のコンポストに比べ安価で手軽に始められるダンボールコンポスト等の講習会を1回実施するとともに、ごみ減量モニターの募集を行い、ごみ減量化の取り組みをHP等で広報を実施。家庭で手軽に実施できるよう、ダンボールコンポストの作り方等も掲載し、市民のごみの減量化の意識向上を図る。

※令和2年度では、講習会は3回予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から内2回は中止。

※令和3年度では、7月31日（土）午前10時～11時30分／本庄市役所（6階大会議室）で実施予定。

以降の実施については、新型コロナウイルスの感染状況を見てから2・3回目の実施を予定。

②事業等の開始の経緯

【廃棄物処理事業の沿革】

本庄市（旧本庄市、旧児玉町）は、直営でごみ収集及び埋め立て処理を行っていたが、昭和49年、児玉郡市広域市町村圏組合による清掃センター（神川町新宿）の建設に伴い、焼却処理に転換。

以降の廃棄物処理事業の沿革は以下のとおり。

昭和49年度	・児玉郡市広域市町村圏組合立清掃センター（可燃ごみ処理施設）稼働開始
	・本庄市で一部収集委託を開始
昭和52年度	・児玉町で一部収集委託を開始
昭和53年度	・児玉町で全域収集委託を開始
昭和55年度	・児玉郡市広域市町村圏組合立破碎処理工場（不燃ごみ処理施設）稼働開始
昭和59年度	・本庄市で有害ごみ収集開始
平成 元年度	・児玉郡市広域市町村圏組合立利根グリーンセンター（し尿処理施設）稼働開始
平成 5年度	・本庄市で資源ごみ分別収集を開始
	・本庄市、児玉町で一般廃棄物処理基本計画書策定
平成 7年度	・児玉町で有害ごみ収集開始
平成 8年度	・本庄市で全域収集委託を開始（粗大ごみ除く）
平成 9年度	・児玉郡市内統一指定ごみ袋導入
平成11年度	・児玉郡市内統一ごみ袋を指定制度から認定制度へ移行
	・児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター試験的稼働開始 （これにより、清掃センター及び破碎処理工場の受け入れを停止）
平成12年度	・児玉町で資源ごみ分別収集を開始
	・児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター本格稼働開始
平成13年度	・本庄市、児玉町で一般廃棄物処理基本計画書（第2次）策定
	・本庄市でISO14001認証を取得
平成16年度	・本庄市でISO14001認証を更新
平成17年度	・平成18年1月10日、本庄市と児玉町が合併し新本庄市が誕生
平成19年度	・事業系一般廃棄物削減対策地域会議設置
平成20年度	・事業系一般廃棄物削減対策（本庄地区キャンペーン）実施
	・本庄市全域で有害ごみ収集回数統一
	・レジ袋削減に向けて取組を開始
平成21年度	・レジ袋削減（環境にやさしい買物キャンペーン）県北地域一斉実施
	・本庄市一般廃棄物処理基本計画書策定
平成22年度	・高齢化社会における廃棄物行政について検討
平成23年度	・庁舎廃棄物文書リサイクル事業を本格開始
平成24年度	・市長が廃棄物減量等推進審議会に「資源ごみの分別の推進について」諮問
平成25年度	・廃棄物減量等推進審議会から市長に「資源ごみの分別の推進について」答申
平成26年度	・一部の自治会で資源ごみの常設回収を開始
	・使用済小型電子機器回収事業を開始
平成27年度	・使用済小型電子機器回収事業において認定事業者と協定を結び宅配便回収を開始
平成28年度	・民間事業者と協定を締結し、官民共同で生ごみ水切り器を開発し販売開始
	・市長が廃棄物減量等推進審議会に「ごみ減量化の推進方策について」諮問
平成29年度	・廃棄物減量等推進審議会から市長に「ごみ減量化の推進方策について」答申
	・事業系古紙回収協力店制度を開始
平成30年度	・雑がみ回収モデル事業を実施
	・ごみ減量・リサイクル協力店認定制度を開始
	・本庄市一般廃棄物処理基本計画及び本庄市災害廃棄物処理計画策定

- | | |
|-------|---|
| 令和 元年 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな生ごみ水切り袋を開発し販売開始 ・ダンボールコンポスト講習会を実施 ・小山川クリーンセンターへのごみ搬入手数料の無料制度(100 kg以下の家庭系ごみの直接搬入は無料)が廃止 |
| 令和 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・じん芥収集所設置費補助金事業を開始 ・ごみ散乱防止用ネット交付事業を開始 ・ごみ分別アプリの導入 |

③現在の課題

埼玉県内の市町村で一人1日当たりのごみ排出量(生活系ごみ及び事業系ごみ)を比較した場合、令和元年度実績で、本庄市はワースト1位となっている。はっきりとした要因を導くことはできないが、2つの要因が考えられる。

一つ目として、自然環境豊かな県北地域の自治体のごみの量が、概ね多くなっていることから、樹木の剪定や雑草等の除去によるごみが多いことが一因と考えられる。

二つ目として、本市は、市民一人当たりに対する事業所数が多いことから、市民一人当たりのいわゆる「事業系ごみ」の排出量が多く、これが要因のひとつと考えられる。

このような現状を踏まえ、各種のごみの減量化を進めることが課題となっている。

④今年度の対応

これまで、廃棄物の発生抑制や再資源化のために、集団資源回収や資源ごみの分別収集等に取り組んできたが、今後は、市民や事業者の更なる意識向上を図るとともに、循環型社会の構築を積極的に推進していくことが必要である。

●ごみの減量化・再資源化等の推進のための啓発活動の実施

本庄市産業祭において、生ごみの減量、食品ロスの削減及び事業系廃棄物の適正処理等に関する周知・啓発活動を実施予定。

●排出事業者への立入検査等の指導の実施

事業系ごみの削減のため、小山川クリーンセンターへの搬入ごみの検査の結果を基に、排出事業者への立入検査等の指導を例年実施しているが、令和3年度ではこれに加えて、排出事業者への埼玉県との合同立入調査の実施を予定。また、過去に指導を行った事業所に対しても、改善状況を確認するための調査を実施予定。

●スプレー缶・カセットボンベの排出方法の変更

スプレー缶・カセットボンベのごみの出し方は、従来は「穴を開けて資源ごみとして出す」ことだったが、不適切な方法や場所で穴を開けることによる爆発事故等が発生したことから、4月から中身を完全に使い切ってから穴を開けずに透明又は半透明の袋に入れ、指定の収集日に可燃ごみ等の収集所に出す形になった。

●取っ手付（レジ袋型）のごみ袋

認定ごみ袋は児玉郡市で共通の規格（平袋型／容量：大…45リットル、小…30リットル）のものが発売されているが、4月から新たに取っ手が付いたレジ袋型（容量は平袋型と同じ）が追加となった。

●生ごみ処理容器等設置補助金

家庭から出される可燃ごみの内、生ごみの重量の約8割が水分であるといわれており、また、家庭から出される枝木の剪定枝等の減量化及び再資源化も課題であるため、生ごみ処理機又は剪定枝等破砕機（ガーデンシュレッダー）を設置する者に対し補助金を交付することにより、ごみの減量化及び資源化を図るもので、今年6月より開始した。

- ・補助対象者 市内に住所を有し居住している世帯主で、機器の管理を適切に行い、生ごみからできた堆肥や粉砕した剪定枝等を自家処理できること。
- ・補助内容 生ごみ処理容器等の数の上限は、生ごみ処理容器は1世帯当たり2基とし、電動式生ごみ処理機及び剪定枝等破砕機は1世帯当たりそれぞれ1基とする。また、補助金を受けた者は補助金を受けてから3年間は補助金を受けられない。
- ・補助金額 購入金額に2分の1を乗じて得た額で、上限額は生ごみ処理容器で5,000円、電動式生ごみ処理機及び剪定枝等破砕機は30,000円。

なお、事業実績は6月末現在において次のとおり

- ・申請件数：34件
- ・申請対象処理機：39基
(生ごみ処理容器×18、電動式生ごみ処理機×8、剪定枝等破砕機×15)

⑤近隣の状況

埼玉県内の市町村で1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ及び事業系ごみの合計）を比較した場合、本庄市はワースト1位（1,144g/人日）であり、県北部の市町村の排出量が多い傾向がある。なお、全国平均は918g/人日。埼玉県平均は861g/人日。

※ 令和元年度1人1日あたりでの排出量（環境省による令和元年度一般廃棄物処理実態調査より抜粋）

【合計】（生活系ごみ+事業系ごみ）

順位	自治体	1人1日あたりの 排出量（g）	人口（人）	ごみ総排出量（t）	
					※うち、集団 回収量（t）
1	本庄市	1,144	78,173	32,743	1,198
2	熊谷市	1,131	196,957	81,523	2,727
3	深谷市	1,089	143,316	57,124	2,840
4	秩父市	1,045	62,178	23,781	1,312
5	美里町	1,020	11,209	4,184	37
6	行田市	1,017	81,029	30,167	736
7	加須市	966	113,069	39,961	948
8	羽生市	965	54,730	19,325	381
9	東松山市	954	90,320	31,523	512
10	八潮市	950	91,873	31,931	729

【生活系ごみ】

順位	自治体	1人1日あたりの 排出量（g）
1	深谷市	842
2	行田市	799
3	熊谷市	780
4	寄居町	774
4	本庄市	774
6	鳩山町	764
7	美里町	750
8	川島町	744
9	加須市	743
10	羽生市	741

【事業系ごみ】

順位	自治体	1人1日あたりの 排出量（g）
1	本庄市	371
2	秩父市	359
3	熊谷市	351
4	戸田市	303
5	美里町	270
6	八潮市	269
7	三芳町	262
8	春日部市	260
9	深谷市	247
10	三郷市	241